

○厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
<p>1 感染対策指導管理（1日につき） 5単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び同令附則第5条第3項により読み替えられた同令第144条に規定する基準適合診療所であることを除く。以下同じ。）又は指定介護療養型医療施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護（同令第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）又は指定介護療養施設サービス（同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を受け利用する利用者又は入院患者については、所定単位数を算定する。</p> <p>2 <u>医療</u> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、常時感染対策を行う場合に、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受け利用する利用者又は入院患者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、所定単位数を算定する。</p> <p>3 初期入院診療管理 250単位 注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>1 感染対策指導管理（1日につき） 5単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び同令附則第5条第3項により読み替えられた同令第144条に規定する基準適合診療所であることを除く。以下同じ。））、指定介護療養型医療施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第〇号。以下「介護予防サービス基準」という。）第〇条第〇項に規定する基準適合診療所であることを除く。以下同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護（同令第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。））、指定介護療養施設サービス（同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）又は介護予防指定短期入所療養介護（介護予防サービス基準第〇条に規定する介護予防指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受け利用する利用者又は入院患者については、所定単位数を算定する。</p> <p>2 <u>医療</u> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時感染対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受け利用する利用者又は入院患者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、所定単位数を算定する。</p> <p>3 初期入院診療管理 250単位 注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基準</p>
<p>1 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。</p> <p>2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。</p> <p>6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき） 18単位 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受け利用する利用者又は入院患者に対して行われるものを除く。）</p>	<p>1 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき150単位を加算する。</p> <p>2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき150単位を加算する。</p> <p>6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき） 18単位 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。））、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受け利用する利用者又は入院患者に対して行われるものを除く。）</p>



を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

10 理学療法(1回につき)

- イ 理学療法(Ⅰ) 250単位
- ロ 理学療法(Ⅱ) 180単位
- ハ 理学療法(Ⅲ) 100単位
- ニ 理学療法(Ⅳ) 50単位

1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス又は(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、ニについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス又は(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

2 理学療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)

病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法(1回につき)

- イ 理学療法(Ⅰ) 180単位
- ロ 理学療法(Ⅱ) 100単位
- ハ 理学療法(Ⅲ) 50単位

1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス又は(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、ハについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

2 理学療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした理学療法(Ⅰ)又は理学療法

Ⅱを算定すべき理学療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

4 理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)又は理学療法(Ⅲ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)又は理学療法(Ⅲ)を算定すべき理学療法を行った場合に、入院初月(指定短期入所療養介護に係る場合)にあつては、発症の月)、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

11 作業療法(1回につき)

- イ 作業療法(Ⅰ) 250単位
- ロ 作業療法(Ⅱ) 180単位

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス

Ⅱを算定すべき理学療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

4 理学療法(Ⅰ)又は理学療法(Ⅱ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(Ⅰ)又は理学療法(Ⅱ)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第37条第1項に基づき要介護認定若しくは法第32条第1項に基づき要介護認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専任する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(Ⅰ)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法(1回につき)

- イ 作業療法 180単位

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)において行われるもの

(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法(Ⅰ)又は作業療法(Ⅱ)を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

4 作業療法(Ⅰ)又は作業療法(Ⅱ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法(Ⅰ)又は作業療法(Ⅱ)を算定すべき作業療法を行った場合には、当該月初月(指定短期入所療養介護に係る場合)にあつては、発症の月、当該月から起算して3月までの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サードエスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

を除く。)指定介護療養施設サードエス(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

4 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第21条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要介護認定を受けただ日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介

12 言語聴覚療法(1回につき)

言語聴覚療法(Ⅰ)  
言語聴覚療法(Ⅱ)

250単位  
180単位

1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設又は指定短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サードエス(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び作業療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 摂食機能療法(1日につき)

185単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サードエス(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者であつて摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算

護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

11 言語聴覚療法(1回につき)

180単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サードエス(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(理学療法及び作業療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

12 摂食機能療法(1日につき)

185単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)指定介護療養施設サードエス(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)又は指定介護予防短期入所療養介護(老人性認知症療養病棟)において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者であつて摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療

<p>14 精神科作業療法 (1日につき) 220単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p>	<p>13 リハビリテーションマネジメント (1日につき) 25単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービズ(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている入院患者に対して、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>14 短期集中リハビリテーション (1日につき) 60単位</p> <p>注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービズ(老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメントを算定してはいない場合は、算定しない。</p> <p>15 精神科作業療法 (1日につき) 220単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービズ又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>16 認知症老人入院精神療法 (1週間につき) 330単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービズ又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p>
<p>15 認知症老人入院精神療法 (1週間につき) 330単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービズを受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p>	<p>16 認知症老人入院精神療法 (1週間につき) 330単位</p> <p>注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービズ又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。</p>